

# 生活交通確保維持改善計画

令和5年6月

神崎市地域公共交通活性化協議会

# 地域公共交通確保維持改善事業の概要

地域の多様な主体の連携・協働による、地域の暮らしや産業に不可欠な交通サービスの確保・充実に向けた取組を支援

令和5年度予算額  
20,692百万円（前年度1.00倍）



## 地域公共交通確保維持事業 (地域の実情に応じた生活交通の確保維持)

(※) **フィーダー (Feeder)** とは「支線」「支流」という意味

### ○地域間幹線バス交通・地域内フィーダー交通の運行

- ・地域間交通ネットワークを形成する幹線バス交通の運行や車両購入等を支援
- ・過疎地域等のコミュニティバス・デマンドタクシー・自家用有償旅客運送等の運行や車両購入、貨客混載の導入を支援
- ・旅客運送サービス継続のためのダウンサイジング等の取組を支援



### ○離島航路・離島航空路の運航

- ・離島住民の日常生活に不可欠な交通手段である、離島航路・離島航空路の運航等を支援

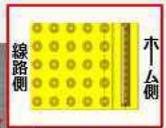
### ○エリア一括協定運行 **新設**

- ・交通事業者が一定のエリアを一括して運行 (**エリア一括協定運行**) する場合には  
おける長期安定的な支援

## 地域公共交通バリア解消促進等事業

(快適で安全な公共交通の実現)

- バリアフリー化のためのノンステップバス・福祉タクシーの導入、  
鉄道駅における内方線付点状ブロックの整備
- 地域の鉄道の安全性向上に資する設備の更新
- 障害者用ICカードの導入 等



## 地域公共交通調査等事業

(持続可能な地域公共交通の実現に向けた計画の策定)

- 公共交通のマスタープランである「地域公共交通計画」の策定に資する調査等
- バリアフリー化を促進するためのマスタープラン・基本構想の策定に係る調査
- **ローカル鉄道に係る官民共創による公共交通再構築を促すため、協議会の開催、調査事業、実証事業等を支援**  
(地域公共交通再構築調査事業) **新設**

地域特性や実情に応じた最適な生活交通ネットワークを確保・維持するため、幹線バス等の地域間交通ネットワークと密接な地域内のバス交通・デマンド交通の運行について支援。

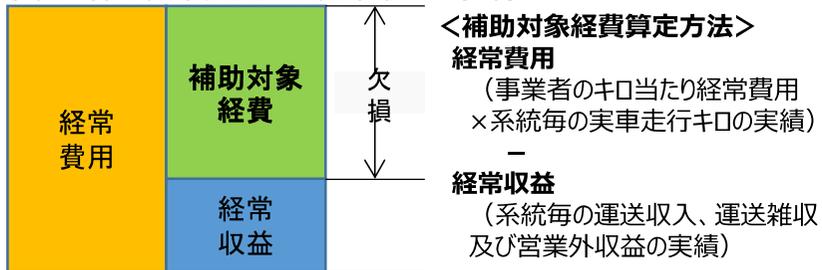
## 補助内容

### ○ 補助対象事業者

- ・地域公共交通活性化再生法に基づく法定協議会
- ・一般乗合旅客自動車運送事業者、自家用有償旅客運送者（令和6年度まで）

### ○ 補助対象経費

補助対象系統に係る経常費用から経常収益を控除した額



### ○ 補助率

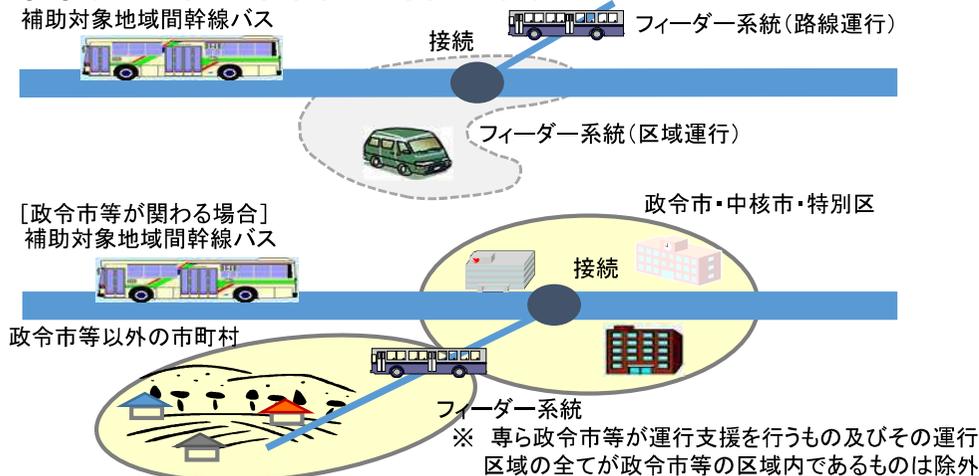
1 / 2

### ○ 主な補助要件

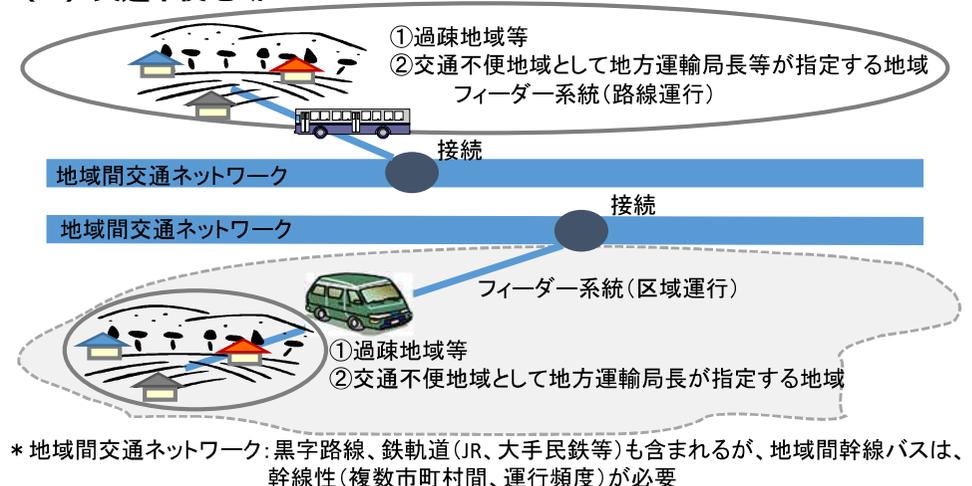
- ・補助対象地域間バス系統を補完するものであること  
又は過疎地域等の交通不便地域の移動確保を目的とするものであること
- ・補助対象地域間幹線バス系統等へのアクセス機能を有するものであること
- ・新たに運行又は公的支援を受けるものであること
- ・乗車人員が2人 / 1回以上であること  
（定時定路線型の場合に限る。）
- ・経常収益が経常費用に達していないこと

## 補助対象システムのイメージ

### (1) 補助対象地域間幹線バス系統への接続



### (2) 交通不便地域



# フィーダー補助系統補助の基準（地域公共交通確保維持改善事業交付要綱 別表）

## 地域内フィーダー系統補助の基準

交付要綱  
別表7  
別表8

補助対象の基準	算出方法
<p>イ 乗合バス事業者、タクシー事業者、自家用有償旅客運送者</p> <p>ロ 路線定期、路線不定期、区域運行 交通空白自家用有償旅客運送、乗用タクシーによる運送</p> <p>ハ ①補助対象幹線系統に接続するフィーダー系統・タクシー運行 ②交通不便地域で地域間交通ネットワーク接続のフィーダー系統・タクシー (1)過疎地域等を沿線に含む (2)半径1kmにバス停がない等運輸局長指定の交通不便地域</p> <p>ニ 地域交通ネットワークや地域間幹線系統との調整・整合</p> <p>ホ ①補助対象期間中に新たに運行を開始（※新規性要件） ②既運行系統を交通計画に基づき新たに地方公共団体が支援 ③前年度から補助対象で交通計画に基づき引き続き運行</p> <p>ヘ 補助対象期間の系統の経常収支が赤字（過去2年連続赤字）</p> <p>ト 補助対象期間の末日において引き続き運行</p> <p>チ 1回当たりの輸送量が2人以上（不定期・区域、タクシー除く） ※実績が計画回数の30%未満の場合は補助対象外</p> <p>リ 乗用タクシーは、過去に乗合運送を行っていた地域で、タクシー以外での輸送が著しく困難として運輸局長が認めた地域内の運行</p>	<p>・補助率：1 / 2 (市町から運賃低廉化の支援を受ける タクシー事業：上限100万円)</p> <p>・補助対象経常費用と収益実績額の差額</p> <p>・市町毎の国庫補助上限額の範囲 (毎年度、予算等を考慮し、交通不便地域等の 対象人口に応じた市町ごとの補助金上限額を通知)</p>

※**新規性要件**：新たに運行する系統の主系統と重複する既存系統がある場合、重複していないキロ程が主系統のキロ程の20%を超える又は3km以上の場合、新規性有として取扱う。

○利便増進計画は[別表9]、運送サービス継続計画は[別表10]参照

# フィーダー補助系統補助の基準（新規性要件について）

交付要綱  
別表7  
「補助事業の  
基準」ホ①】

## 「補助対象期間中に新たに運行するもの（新規性要件）」の取扱い

（基本的考え方）

系統見直しによる新規性やサービス改善が図られるもの等は、新たに運行を開始するものとして取り扱う。

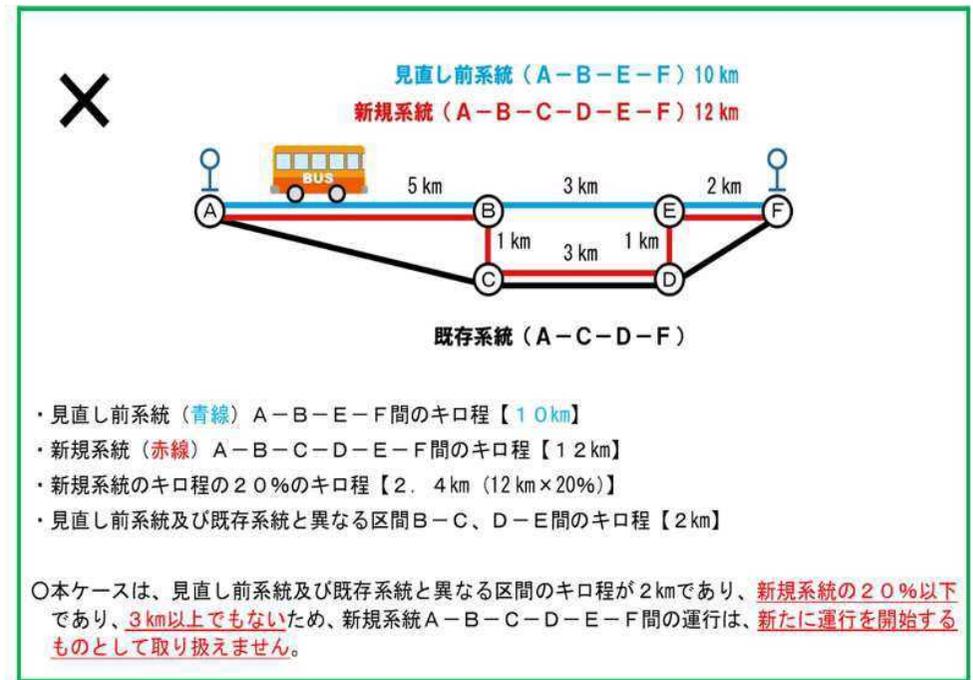
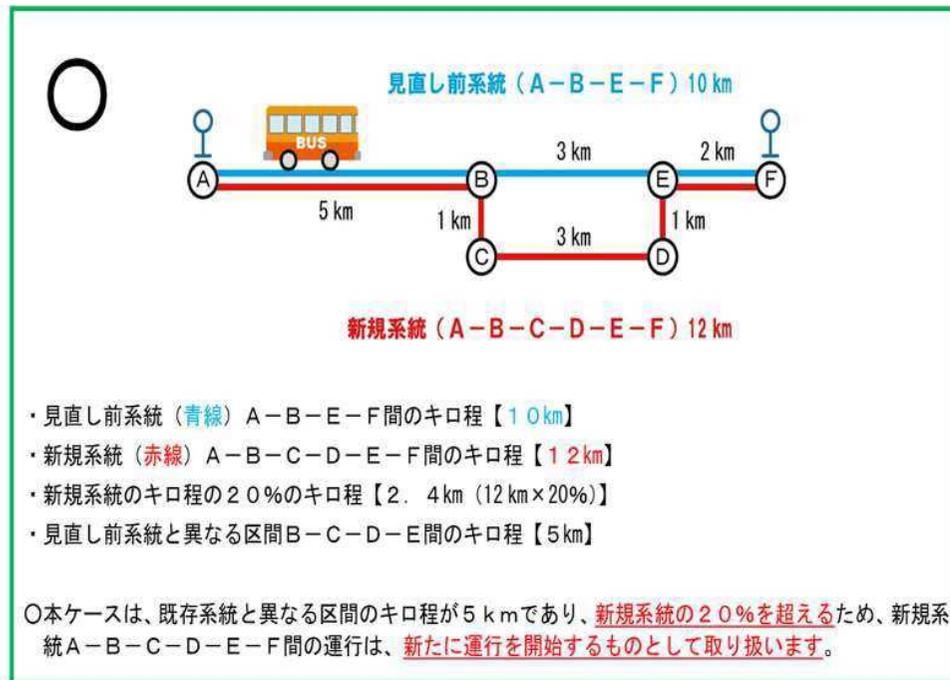
実施要領  
2. (1)⑦

### ア. 実証運行を行った運行系統が**本格運行に移行する場合**

- ・実証運行であったことについて、報告書等により明確に確認できることが必要
- ・内容の変更、見直し等がなく長期に渡り実証運行を行っているものは、国費による支援がなくとも自立が可能と判断され、補助対象とはならない。

### イ. 地域のニーズ等を踏まえて運行系統の見直しを行う場合

- ・新たに運行する運行系統の主系統と、当該主系統と運行区間が重複する既存系統を比較し、重複していない区間のキロ程が当該主系統のキロ程の20%を超える場合又は3キロ以上の場合。



### ウ. 地域のニーズ等を踏まえた予約システムの改善等によるサービス改善に資する取組を行う場合

# 「地域公共交通確保維持事業」にかかる交付要綱抜粋 (記載簡略化)

最新改正 令和5年3月28日  
国総地第120号

	地域間幹線系統確保維持費国庫補助金	地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金
定義等	第2条 二 「地域公共交通確保維持事業」とは、 <b>地域公共交通計画又は生活交通確保維持改善計画に基づいて実施される事業</b>	
補助対象事業者等	第4条 乗合バス事業者又は地域公共交通確保維持事業に係る地域公共交通計画を作成した活性化法法定協議会 2 予算の範囲内で、補助対象経費の1/2相当以内の額を交付	第15条 <b>活性化法法定協議会</b> 2 予算の範囲内で、補助対象経費の1/2相当以内の額を交付
補助対象期間	第5条 <b>国庫補助金の交付を受けようとする会計年度の9月30日を末日とする1年間</b>	
補助対象事業の基準	第6条 別表1の要件に適合する運行系統に係る運行であって、かつ、別表2により補助対象経費の額が算定される ※別表は要綱にて参照のこと	第16条 別表7の要件に適合する運行系統に係る運行であって、かつ、別表8により補助対象経費の額が算定される <b>※別表の概要は16ページ参照</b>
地域公共交通計画	第7条 略 <b>令和6年度事業（令和5年6月末までに認定申請）までは従来どおり生活交通確保維持改善計画の認定申請で可。</b>	<b>第17条 後述（34ページ～）</b> 申請時期前に「手引き」と「様式」をご案内します。
〃 計画の認定の申請	第8条 活性化法法定協議会の議論を経て策定された、必要事項を記載した地域公共交通計画に、必要事項を記載した書類を添付し、 <b>地域公共交通計画認定申請書</b> を毎年、補助金の交付を受けようとする会計年度の前年度の <b>6月30日</b> までに大臣に提出	
〃 計画の変更	第9条 地域公共交通確保維持事業の内容を変更するときは、 <b>あらかじめ</b> 計画の変更について当該活性化法法定協議会の議論を経て大臣の認定を受ける（軽微な変更についてはこの限りでない）	
〃 計画の認定	第10条 大臣は、審査の上、 <b>補助対象期間の開始前に認定</b> を行い、当該活性化法法定協議会に通知する。活性化法法定協議会は、運送予定者として記載されている者に対し、補助対象期間の開始前に通知しなければならない。	
補助金交付申請	第11条 補助対象事業者は、申請書を、 <b>補助金の交付を受けようとする会計年度の11月30日</b> までに大臣に提出。	
交付の決定及び額の確定等	第12条 交付決定額の確定通知書を補助対象事業者へ通知 2 補助対象事業の全部又は一部を実施しなかったときは、その割合に応じ減額。補助対象期間末日（9月30日）までに廃止又は休止された補助対象系統については、補助金の額の全部を減額。	第12条 交付決定額の確定通知書を補助対象事業者へ通知 申請時期前に「手引き」と「様式」をご案内します。
補助金の整理	第14条 2 補助対象経費に係る補助金について収入及び支出に関する帳簿とともにその内容を証する書類を整理し、事業完了日の属する年度の終了後5年間保存。	
事業評価	実施要領 8. 事業評価について（1） ① <b>一次評価</b> ：毎年度、事業の実施状況の確認・評価を行い、 <b>1月末</b> までに協議会から地方運輸局に報告（計画策定含む）。 ② <b>二次評価</b> ：地方運輸局は、第三者評価委員会を設置し審議。評価を実施し協議会に結果を通知。地域の取組等に反映。 二次評価の結果を含む事業評価の結果について、補助金の交付を受けようとする会計年度の2月末までに、地方運輸局等から国土交通省総合政策局へ提出。	

# 地域公共交通確保維持事業（地域内フィーダー系統補助）

—（年度事業ごとに見る）計画認定申請から補助金振込までのスケジュール—

…令和5年度（R5.4.1～R6.3.31）の業務

## R6年度 地域公共交通確保維持事業

※スケジュールは目安であり、  
変わることがあります

R5.10.1～R6.9.30

※法定協議会の  
議論を経て（承認）  
R5.6.30まで

※期間中に計画（系統キロ等）に変更が  
生じる場合は事前届出等が必要  
R5.10.1～R6.9.30



- ・審査
- ・大臣認定



- ・補助上限額の  
通知（例年9月下旬）
- ・標準経常費用の  
通知（例年11月）



- ・審査
- ・補助上限額の変更通知  
（補正予算が組まれた場合）



- ・交付決定・額の確定  
（例年3月中旬）
- ・補助金振り込み  
（例年3月下旬～4月中）



交付要綱  
第8条  
第17条

交付要綱  
第5条  
第9条

実施要領  
2.(1)⑬

交付要綱  
第11条  
第13条

実施要領  
8.

交付要綱  
第12条  
第13条

R4.6.30まで

R4.10.1～R5.9.30

R5.11.30

R6.1.31

R6.4まで



- ・審査
- ・大臣認定



- ・補助上限額の  
通知（例年9月下旬）
- ・標準経常費用の  
通知（例年11月）



- ・審査
- ・補助上限額の変更通知  
（補正予算が組まれた場合）



- ・交付決定・額の確定  
（例年3月中旬）
- ・補助金振り込み  
（例年3月下旬～4月中）



※法定協議会の  
議論を経て（承認）

※期間中に計画  
（系統キロ等）に変  
更が生じる場合は事  
前届出等が必要

## R5年度 地域公共交通確保維持事業

R4.10.1～R5.9.30

生活交通確保維持改善計画の名称
神崎市地域内フィーダー系統確保維持計画
1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性
<p>神崎市において、既存の交通機関の廃止等により交通空白地域の拡大や高齢化の進行に伴う交通弱者の増加や新型コロナウイルス感染症の影響による公共交通利用者の減少など、公共交通を巡る環境は厳しい状況にあるが、移動手段を持たない人にとって地域の公共交通手段への需要は決して無くなるものではなく、高齢化する住民の移動手段確保や地域内における公共交通利便性の格差是正、合併後の一体的なまちづくりを図る上でも、新たな公共交通機関の構築は喫緊の課題である。</p> <p>そのような中、市内巡回バスについては、平成21年2月に地域公共交通活性化及び再生に関する法律に基づき、「神崎市地域公共交通総合連携計画」を策定し、同年7月より平成24年3月までの実証運行を経て、平成24年4月より本格運行しているところであり、その後もバス利用者をはじめ多くの住民からの意見要望等を踏まえ、法定協議会において審議を重ね、運行ルートや便数の変更等、更なる利便性向上に努めてきたところである。</p> <p>バス利用者の多くは、移動手段を持たない高齢者であり、バス停別の利用状況を確認すると病院、スーパー、金融機関、公共施設の最寄りのバス停利用が多く、日常生活に必要不可欠な交通として機能しているものと認識している。また市内における公共交通機関（JR・路線バス）との接続により市外への移動を確保しながら、公共交通利用者の潜在需要を喚起しているところである。</p> <p>また、65歳以上の市民3,000世帯を対象として、平成30年12月に実施した地域公共交通に関するアンケート調査では、現時点では自家用車を運転して移動しているが、将来的には運転免許証の自主返納を検討すると回答した割合が約8割となっており、その際には巡回バス等の地域公共交通を利用することになるため、更なる利便性の向上を望む意見も多く頂いている。</p> <p>そこで、市民の移動ニーズや地域の特性を踏まえ、市内公共交通の効率化と充実を図ることや新たな交通サービス導入など、市民の利便性確保に向けた市内全体の公共交通網見直しの基本指針として令和2年3月に策定した「神崎市地域公共交通網形成計画」に基づいて地域公共交通確保維持事業を実施することにより、高齢化する住民の移動手段を維持し、生活利便性の向上と地域間交流の促進、幹線・支線の連携による効率的な運行体系の実現など住民の生活基盤の充実のため、住民の生活交通手段を存続させていくことが必要である。</p>

## 2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

### (1) 事業の目標

- ① 高齢化する住民の交通手段確保や、市内における公共交通利便性の格差是正のため、既存バス路線の維持・確保を図りながら市内の新たな地域公共交通の整備を目指す。
- ② 生活交通の整備により合併後における地域間の連携や一体感を醸成し、地域の活性化を目指す。
- ③ 地域住民及び公共交通事業者、行政など関係団体が連携し、地域が一体となって持続可能な公共交通の維持・確保のため、直近事業年度の各系統の1運行当たりの利用人数からの増を目指す。

[路線定期] 神崎市地域公共交通網形成計画 P. 65 参照

令和4年度実績 神埼コース 1.97人 千代田コース 2.66人 迎島～神埼駅 0.10人  
令和5年度実績 神埼コース 0.44人 千代田コース 1.32人 迎島～神埼駅 1.10人  
令和6年度目標 神埼コース 0.48人 千代田コース 1.45人 迎島～神埼駅 2.00人

※令和4年度に運行ルートや便数を変更したことから、神埼コースは北部・中部コース、千代田コースは中部・南部コース、迎島～神埼駅は千代田支所～神埼駅の目標値として読み替える。

[区域運行] 神崎市地域公共交通網形成計画 P. 69 参照

令和6年度目標 稼働率30%

### (2) 事業の効果

- ① 高齢者など交通弱者にとっては、日常生活に必要な移動手段が確保される。
- ② 合併後の一体的なまちづくりが推進され、住民の社会参加や地域の活性化につながる。
- ③ 幹線・支線の連携により効率的な運行体系が図られることにより、公共交通の利便性が向上し外出ニーズへの対応が可能となる。

## 3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

- ① 鉄道や路線バスへの接続を含めた巡回バスの路線及び時刻表を掲載したチラシの作成・市内全戸配布（神崎市地域公共交通活性化協議会）
- ② 公共交通の利用促進のための情報を市報・市ホームページに掲載（神崎市）
- ③ 実状、実績に応じた利用促進策の実施（神崎市地域公共交通活性化協議会）

## 4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を添付

※運行概要について

- 運行形態 道路運送法第4条（一般乗合旅客自動車運送事業）
- 運行地域 神埼町・千代田町

○運行系統 14系統（路線図は別紙）

- |               |               |
|---------------|---------------|
| ① 北部コース西（右回り） | ② 北部コース西（左回り） |
| ③ 北部コース東（右回り） | ④ 北部コース東（左回り） |
| ⑤ 中部コース西（右回り） | ⑥ 中部コース西（左回り） |
| ⑦ 中部コース東（右回り） | ⑧ 中部コース東（左回り） |
| ⑨ 南部コース西      | ⑩ 南部コース東      |
| ⑪ 神埼～千代田線     |               |
| ⑫ 北部デマンド      | ⑬ 中部デマンド      |
| ⑭ 南部デマンド      |               |

○運行日及び回数（祝祭日、年始を除く）

- |                    |                  |
|--------------------|------------------|
| *水・土 1日2回運行（①～④系統） | *月・木 1日3回運行（⑫系統） |
| *火・金 1日2回運行（⑤～⑧系統） | *水・土 1日3回運行（⑬系統） |
| *月・木 1日2回運行（⑨⑩系統）  | *火・金 1日3回運行（⑭系統） |
| *月～土 1日3回運行（⑪系統）   |                  |

○運行時間（運行ダイヤの詳細は別紙参照）

○利用料

- |               |              |         |
|---------------|--------------|---------|
| ①～⑪系統：大人 200円 | 子ども（小学生）100円 | 未就学児 無料 |
| ⑫～⑭系統：大人 300円 | 子ども（小学生）150円 | 未就学児 無料 |

○運行期間

令和5年10月1日～令和6年9月30日

※運行事業者について

○法定協議会の構成員として参画しており、巡回バス運行計画の検討など協議会での協議内容を把握し、市内の道路事情に精通していると認められる運行事業者で、市内に事業所を有する(有)ジョイックス交通に運行を委託する。

○運行事業者には、安全運行と不安を持ちながら外出されている高齢者など、利用者との信頼関係の構築、継続的利用の促進・維持に努めることを要請している。

※地域内フィーダー系統補足 … 「表1」に記載

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者

神崎市から運行事業者への補助金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。

6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称

有限会社ジョイックス交通

7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定方法

**【活性化法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】**

※該当なし

8. 別表1の補助対象事業の基準二ただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要 <b>【地域間幹線系統のみ】</b>
※該当なし
9. 別表1の補助対象事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧 <b>【地域間幹線系統のみ】</b>
※該当なし
10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 <b>【地域間幹線系統のみ】</b>
※該当なし
11. 外客来訪促進計画との整合性 <b>【外客来訪促進計画が策定されている場合のみ】</b>
※該当なし
12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 <b>【地域内フィーダー系統のみ】</b>
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」を添付。
13. 車両の取得に係る目的・必要性 <b>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
※該当なし
14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 <b>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし

15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の負担者【 <u>車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ</u> 】	
※該当なし	
16. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策）【 <u>公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ</u> 】	
※該当なし	
17. 貨客混載の導入に係る目的・必要性【 <u>貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ</u> 】	
※該当なし	
18. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果【 <u>貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ</u> 】	
(1) 事業の目標	
※該当なし	
(2) 事業の効果	
※該当なし	
19. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額【 <u>貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ</u> 】	
※該当なし	
20. 協議会の開催状況と主な議論	
(平成20年度)	
・平成21年 1月 9日 (第1回)	協議会設立 事業内容を協議
・平成21年 1月30日 (第2回)	地域公共交通総合連携計画(案)の協議等
・平成21年 2月20日 (第3回)	地域公共交通総合連携計画(案)の承認等
・平成21年 3月24日 (第4回)	21年度予算案の承認、運行計画案協議等
(平成21年度)	
・平成21年 4月27日 (第1回)	幹事会 運行計画案の協議等
・平成21年 4月30日 (第1回)	運行計画案の承認等
・平成21年11月26日 (第2回)	実証運行計画案の承認等
・平成22年 1月26日 (第3回)	利用料金見直しなど運行計画の一部見直し協議・承認、事後評価案の承認等
・平成22年 3月26日 (第4回)	22年度予算案の承認、運行計画見直し協議

(平成22年度)

- ・平成22年 6月17日 (第1回) 幹事会 運行計画案の協議等
- ・平成22年 6月29日 (第1回) 運行計画見直し案の承認等
- ・平成23年 1月19日 (第2回) 実証運行実施状況報告、事後評価案の承認等
- ・平成23年 3月29日 (第3回) 事業計画の改正、運行ダイヤの一部見直し等

(平成23年度)

- ・平成23年 7月19日 (第1回) 22年度事業決算承認、アンケート調査説明
- ・平成23年11月19日 (第2回) 実施状況報告、アンケート結果報告、H22年度以降の取り組みについて意見集約
- ・平成24年 2月13日 (第3回) H24年度以降の本格運行に向けた取り組み及び事後評価案を協議し承認を得る。
- ・平成24年 3月31日 (第4回) 生活交通ネットワーク計画 (H24.4~H24.9) (案)の承認  
24年度予算 (案)、運行計画 (案) の承認

(平成24年度)

- ・平成24年 5月31日 (第1回) 23年度事業決算承認、運行計画の見直し協議
- ・平成24年 7月 4日 (第2回) 24年10月以降の運行計画見直し (案) 及び生活交通ネットワーク計画 (案) の承認
- ・平成24年 7月23日 (第3回) 運行計画【予備車】(案) の承認
- ・平成24年10月 1日 (第4回) 24年度補正予算 (案) の承認
- ・平成25年 1月11日 (第1回) 幹事会 運行計画、予算の協議
- ・平成25年 3月28日 (第5回) 利用状況報告、事業評価 (案)、運行計画 (案)、25年度予算 (案)、事業計画 (案) の承認

(平成25年度)

- ・平成25年 6月 6日 (第1回) 24年度事業決算承認  
26年度生活交通ネットワーク計画 (案) の承認
- ・平成25年 8月23日 (第2回) 巡回バス事業運行計画の一部改正 (案) の承認  
巡回バスAEDの設置についての承認  
公共交通機関案内マップ (案) についての承認  
巡回バス利用に関するアンケート (案) の承認  
巡回バス事業運行計画の一部改正 (案) の承認
- ・平成25年11月26日 (第1回) 幹事会 運行計画、予算の協議
- ・平成25年11月27日 (第3回) 工事に伴う巡回バス迂回 (案) の承認
- ・平成25年12月 9日 (第4回) 工事に伴う巡回バス迂回 (案) の承認
- ・平成25年12月26日 (第5回) 工事に伴う巡回バス迂回 (案) の承認
- ・平成26年 1月24日 (第6回) 地域公共交通確保維持改善事業の事業評価 (案) についての承認  
巡回バス事業運行計画の一部改正 (案) の承認
- ・平成26年 3月27日 (第7回) 26年度予算 (案)、事業計画 (案) の承認  
工事に伴う巡回バス迂回 (案) の承認

(平成26年度)

- ・平成26年 5月23日 (第1回) 工事に伴う巡回バス迂回 (案) の承認
- ・平成26年 6月 5日 (第2回) 25年度事業決算承認  
27年度生活交通ネットワーク計画 (案) の承認
- ・平成26年 7月29日 (第3回) 巡回バス事業運行計画の一部改正 (案) の承認  
27年度生活高越ネットワーク計画 (案) の承認
- ・平成26年12月18日 (第4回) 工事に伴う巡回バス迂回 (案) の承認

- ・平成27年 1月14日 (第5回) 地域公共交通確保維持事業に関する事業評価(案)についての承認
- ・平成27年 2月12日 (第6回) 巡回バス運行の利用状況について  
巡回バスアンケート結果についての承認  
事業評価についての承認  
巡回バス運行ルート(案)の承認
- ・平成27年 3月13日 (第7回) 工事に伴う巡回バス迂回(案)の承認
- ・平成27年 3月27日 (第8回) 27年度事業計画(案)、予算(案)の承認  
巡回バスのルート変更(案)の承認

(平成27年度)

- ・平成27年 6月9日 (第1回) 26年度事業決算の承認  
28年度生活交通確保維持改善計画(案)の承認
- ・平成27年 7月21日 (第2回) 工事に伴う巡回バス迂回(案)の承認
- ・平成27年 8月21日 (第3回) 工事に伴う巡回バス迂回(案)の承認
- ・平成27年 9月15日 (第4回) 工事に伴う巡回バス迂回(案)の承認
- ・平成28年 3月16日 (第5回) 28年度事業計画(案)、予算(案)の承認  
「神埼コース」における事業運行者変更の承認

(平成28年度)

- ・平成28年 6月21日 (第1回) 27年度事業決算の承認  
29年度生活交通確保維持改善計画(案)の承認
- ・平成28年 9月7日 (第2回) 工事に伴う巡回バス迂回(案)の承認
- ・平成28年12月19日 (第3回) 工事に伴う巡回バス迂回(案)の承認
- ・平成29年 3月21日 (第4回) 29年度事業計画(案)、予算(案)の承認

(平成29年度)

- ・平成29年 6月20日 (第1回) 28年度事業決算の承認
- ・平成29年 8月25日 (第2回) 30年度生活交通確保維持改善計画(案)の承認
- ・平成29年 9月25日 (第3回) 工事に伴う巡回バス迂回(案)の承認
- ・平成30年 3月26日 (第4回) 30年度事業計画(案)、予算(案)の承認

(平成30年度)

- ・平成30年 6月25日 (第1回) 29年度事業決算の承認  
31年度生活交通確保維持改善計画(案)の承認
- ・平成30年11月13日 (第2回) 公共交通に関するアンケート(案)の承認
- ・平成31年 3月28日 (第3回) 31年度事業計画(案)、予算(案)の承認

(令和元年度)

- ・令和元年 6月27日 (第1回) 30年度事業決算の承認  
令和2年度生活交通確保維持改善計画(案)の承認
- ・令和元年 7月29日 (第2回) 工事に伴う巡回バス迂回(案)の承認
- ・令和元年11月19日 (第3回) 工事に伴う巡回バス迂回(案)の承認
- ・令和元年11月25日 (第4回) 神崎市地域公共交通網形成計画の策定について  
三瀬神埼線路線バスの再編について(案)の承認
- ・令和2年 2月12日 (第5回) 脊振町通学バスの再編について(案)の承認  
神崎市地域公共交通網形成計画について

・令和2年 3月25日（第6回） 令和2年度事業計画（案）予算（案）の承認  
神崎市地域公共交通網形成計画（案）に関する  
パブリックコメントの結果及び計画のとりまとめに  
ついての承認

（令和2年度）

・令和2年 7月30日（第1回） 令和元年度事業決算の承認  
巡回バス事業計画の変更（案）の承認  
令和3年度生活交通確保維持改善計画（案）の承認  
神埼町・千代田町予約型乗合タクシーの試験運行  
（案）の承認  
脊振町通学バス事業計画の変更（案）の承認  
工事に伴う巡回バス迂回（案）の承認  
・令和2年 9月10日（第2回） 令和3年度事業計画（案）予算（案）の承認  
・令和3年 3月25日（第3回） 巡回バス再編及び神埼町・千代田町予約型乗合タク  
シー本格運行について

（令和3年度）

・令和3年 6月23日（第1回） 令和2年度事業決算の承認  
巡回バス事業計画の変更（案）の承認  
令和4年度生活交通確保維持改善計画（案）の承認  
工事に伴う巡回バス迂回（案）の承認  
・令和3年10月28日（第2回） 令和4年度事業計画（案）予算（案）の承認  
・令和4年 3月25日（第3回）

（令和4年度）

・令和4年 6月27日（第1回） 令和3年度事業決算の承認  
巡回バス事業計画の変更（案）の承認  
令和5年度生活交通確保維持改善計画（案）の承認  
巡回バス運行計画の変更に伴う進捗報告  
（公共交通マップの更新）  
・令和4年 9月28日（第2回） 令和4年度事業計画の変更の承認  
（さがバスまるっとフリーDAYの実施について）  
・令和4年11月17日（第3回） 地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価の  
承認  
佐賀県コミュニティ移動快適林<sup>®</sup>ト事業の承認  
さがバスまるっとフリーDAYの実施状況について  
（報告）  
・令和5年 3月20日（第4回）

（令和5年度）

・令和5年 6月27日（第1回） 令和4年度事業決算の承認  
巡回バス事業計画の変更（案）の承認  
令和6年度生活交通確保維持改善計画（案）の承認

21. 利用者等の意見の反映状況

平成30年11月から12月にかけて、生活の中で公共交通の影響を特に受けやすい65歳以上の高齢者を対象とした地域公共交通アンケート調査を実施し、結果について分析を行った。回答者の7割近くが自家用車を運転して移動しているという結果だったが、そのうち8割は将来的には運転免許証の自主返納を検討するとの回答であった。

高齢者の自動車運転中の事故が注目されているなか、当市においても運転免許証自主返納者等の交通弱者への支援、及び市内公共交通の更なる利便性の向上等の重要性が課題であると認識しており、令和元年度に策定した神崎市地域公共交通網形成計画における将来像として「市民の日常生活を支える商業・医療機関への移動や、通勤・通学・観光等の利便性を高め、持続可能な地域公共交通網を形成する。」と定めている。

これらを踏まえ、将来に向けて持続可能な地域公共交通の実現を目標として本計画を作成した。

22. 協議会メンバーの構成員

関係都道府県	佐賀県地域交流部さが創生推進課
関係市区町村	神崎市総務企画部、神崎市産業建設部
交通事業者・交通施設管理者等	西鉄バス佐賀(株)、(有)ジョイックス交通、佐賀県バス・タクシー協会、佐賀国道事務所、東部土木事務所、神崎警察署
地方運輸局	佐賀運輸支局
その他協議会が必要と認める者	神崎町区長会長、千代田町区長会長、脊振町区長会長、神崎市民生児童委員協議会代表、神崎市老人クラブ連合会会長、神崎市商工会会長、神崎町住民代表、千代田町住民代表、脊振町住民代表

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 神崎市神崎町鶴3542番地1  
 (所 属) 神崎市 総務企画部 企画課  
 (氏 名) 大澤 聖也  
 (電 話) 0952-37-0102  
 (e-mail) soumu-02@city.kanzaki.lg.jp

様式第 1 - 6 (日本工業規格 A 列 4 番)

令和 5 年 6 月 日

国土交通大臣 殿

氏名又は名称	神崎市地域公共交通活性化協議会
住 所	佐賀県神崎市神崎町鶴 3542 番地 1
代表者氏名	会 長 中 島 勝 利

地域内フィーダー系統確保維持計画認定申請書

地域内フィーダー系統確保維持計画を別紙のとおり定めたので、関係書類を添えて申請します。

※本申請書に、別添の記載すべき事項を全て記した地域内フィーダー系統確保維持計画を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

令和6年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画運 行日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点					運行態様の別	基準ハで 該当する 要件	補助対象地域間幹線系統 等と接続の確保	基準ホで該当 する要件 (別表7のみ)
神崎市	(有)ジョイックス交通	(1) 北部コース西(右回り)	神埼駅	尾崎、城原、野寄	神埼駅	循環 23.7km .km	101日	202.0回		路線定期	①	補助対象地域間幹線系統である西鉄バス佐賀線の神埼線と神崎市役所前バス停にて接続	③
	(有)ジョイックス交通	(2) 北部コース西(左回り)	神埼駅	野寄、城原、尾崎	神埼駅	循環 23.7km .km	101日	202.0回		路線定期	①	補助対象地域間幹線系統である西鉄バス佐賀線の神埼線と神崎市役所前バス停にて接続	③
	(有)ジョイックス交通	(3) 北部コース東(右回り)	神埼駅	鶴西、三谷、馬郡	神埼駅	循環 22.km .km	101日	202.0回		路線定期	①	補助対象地域間幹線系統である西鉄バス佐賀線の鳥栖神埼線と神埼駅バス停にて接続	③
	(有)ジョイックス交通	(4) 北部コース東(左回り)	神埼駅	馬郡、三谷、鶴西	神埼駅	循環 22.km .km	101日	202.0回		路線定期	①	補助対象地域間幹線系統である西鉄バス佐賀線の鳥栖神埼線と神埼駅バス停にて接続	③
	(有)ジョイックス交通	(5) 中部コース西(右回り)	神埼駅	アニー、上西、姉川	神埼駅	循環 22.2km .km	100日	200.0回		路線定期	①	補助対象地域間幹線系統である西鉄バス佐賀線の鳥栖神埼線と神埼駅バス停にて接続	③
	(有)ジョイックス交通	(6) 中部コース西(左回り)	神埼駅	姉川、上西、アニー	神埼駅	循環 22.2km .km	100日	200.0回		路線定期	①	補助対象地域間幹線系統である西鉄バス佐賀線の鳥栖神埼線と神埼駅バス停にて接続	③
	(有)ジョイックス交通	(7) 中部コース東(右回り)	神埼駅	永歌、蔵戸、駅ヶ里	神埼駅	循環 21.5km .km	100日	200.0回		路線定期	①	補助対象地域間幹線系統である西鉄バス佐賀線の江見線と詫田バス停にて接続	③
	(有)ジョイックス交通	(8) 中部コース東(左回り)	神埼駅	駅ヶ里、蔵戸、永歌	神埼駅	循環 21.5km .km	100日	200.0回		路線定期	①	補助対象地域間幹線系統である西鉄バス佐賀線の江見線と詫田バス停にて接続	③
	(有)ジョイックス交通	(9) 南部コース西	千代田支所	姉、柴尾、龍尾、迎島	ジョイックス営業所	往 20.8km 復 20.8km	94日	188.0回		路線定期	①	補助対象地域間幹線系統である西鉄バス佐賀線の江見線と詫田バス停にて接続	③
	(有)ジョイックス交通	(10) 南部コース東	千代田支所	仲田町、崎村、出来島	ジョイックス営業所	往 24.km 復 24.km	94日	188.0回		路線定期	①	補助対象地域間幹線系統である西鉄バス佐賀線の江見線と仲田町バス停にて接続	③

(注)

1. 区域運行及び乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
3. 「利便増進特例措置」については、地域公共交通利便増進計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
5. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
6. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
7. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

令和6年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画運 行日数	計画 運行 回数	利 便 増 進 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点					運行態様の別	基準ハで 該当する 要件	補助対象地域間幹線系統 等と接続の確保	基準ホで該当 する要件 (別表7のみ)
神崎市	(有)ジョイックス交通	(11) 神埼～千代田線	神埼駅	詫田バス 停	千代田支所	往 13.8km 復 13.8km	295日	885.0回		路線定期	①	補助対象地域間幹線系統である西鉄バス佐賀線の江見線と詫田バス停にて接続	③
	(有)ジョイックス交通	(12) 北部デマンド		神埼町		.km .km	94日	282.0回		区域	①	補助対象地域間幹線系統である西鉄バス佐賀線の神埼線と神崎市役所前バス停にて接続	③
	(有)ジョイックス交通	(13) 中部デマンド		神埼町、 千代田町		.km .km	101日	303.0回		区域	①	補助対象地域間幹線系統である西鉄バス佐賀線の神埼線と神崎市役所前バス停にて接続	③
	(有)ジョイックス交通	(14) 南部デマンド		神埼町、 千代田町		.km .km	100日	300.0回		区域	①	補助対象地域間幹線系統である西鉄バス佐賀線の江見線と詫田バス停にて接続	③
		(15)				.km .km	日	.0回		路線定期		にて接続	
		(16)				.km .km	日	.0回		路線定期		にて接続	
		(17)				.km .km	日	.0回		路線定期		にて接続	
		(18)				.km .km	日	.0回		路線定期		にて接続	
		(19)				.km .km	日	.0回		路線定期		にて接続	
		(20)				.km .km	日	.0回		路線定期		にて接続	

(注)

1. 区域運行及び乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
3. 「利便増進特例措置」については、地域公共交通利便増進計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
5. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
6. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
7. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	神崎市
-------	-----

(単位:人)

	人口
人口集中地区以外	24,171
交通不便地域等	1,326

交通不便地域等の内訳

人口	対象地区	根拠法
1,326	脊振町	過疎法

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進計画の策定年月日及び算定式適用開始年度

計画名	策定年月日	算定式適用開始年度
地域公共交通計画	R2.3.25	令和2年度
地域公共交通利便増進計画		

(※参考)

対象人口	算定式	国庫補助上限額

(※) 省略可。

協議会において承認を得る必要があるなど、自治体の必要性に応じて記載可。  
 なお、記載する場合の適用算定式においては、直近の地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金に係る国庫補助上限額の算定式をご活用ください。